

香川県交流推進部交流推進課所管の都市公園における
Park-PFI の活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

～ サウンディング型市場調査とは ～

サウンディング型市場調査とは、県有施設や土地などの有効活用に向けた検討に当たり、民間事業者との直接対話により広く提案、意見を求める市場調査手法の一つです。

香川県 交流推進部 交流推進課

令和3年10月

1 サウンディング対象公園について

「琴林公園」外5公園は、スポーツや、憩い、レクリエーションなどの場として、多くの県民に親しまれています。

これら交流推進課所管の6つの都市公園を対象として、公園の質の向上や、公園利用者の利便の向上、財政負担の軽減等の観点から、都市公園法（昭和31年法律第79号）による公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）の活用を検討するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を行います。



【都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン(国土交通省)より引用】

2 公園概要

(1) 琴林公園

公園の特徴	<p>白浜の長い海岸と樹齢600年に及ぶ老松数千本が繁り「津田の松原」と呼ばれ親しまれています。</p> <p>1600年に石清水八幡宮別当の寺である常楽寺が燃料用を兼ねて防風林として松を植林したといわれており、僧・海量をはじめ多くの文化人たちが松原を愛でた碑文や石碑があります。また、特に幹の太い松は根が地面に露出し、えも言われぬ風情を醸し出して「根上がり松」と呼ばれています。</p> <p>白浜の海岸は遠浅で、夏は海水浴客が長い浜を埋めるほか、波が</p>
-------	---

	静かで一年を通じてウインド・サーフィンをはじめとしたマリンスポーツに利用されています。
所在地	さぬき市津田町津田
公園面積	9.5ha

(2) 亀鶴公園

公園の特徴	<p>亀鶴公園は、「鶴が山」とその前に広がる宮池、池の中の亀島、亀島に通じる中堤から成っています。</p> <p>亀島までの幅20m、長さ200mの中堤の両側には約200本の桜が植えられていて、東讃でも有数の桜の名所となっています。4月の桜の花のトンネルが終わり、5月には桜の下のツツジが満開になり、宮池南側の花菖蒲園も見頃を迎えます。</p> <p>池の中に浮かぶ亀島には、周囲を巡る遊歩道が整備され、自然林や野鳥を楽しむ場ともなっています。</p>
所在地	さぬき市長尾名
公園面積	19.0ha

(3) 桃陵公園

公園の特徴	<p>16世紀中期に豪族の香川氏が居館を構えた本台山一帯にあり、展望台や遊歩道が整備されています。公園北端の展望台からは、江戸時代から明治にかけて金比羅詣りの舟や北前船で賑わった多度津港や、瀬戸内海の青い海とともに多島美を眺望することができます。</p> <p>公園内には約2,500本のソメイヨシノがあることから、県内でも代表的な桜の名所となっています。桜の他にも春はツツジにフジ、秋にはハギ、冬にはツバキが咲く花の名所となっています。</p> <p>その他、カリヨン時計をはじめ、イベント広場や一太郎やあい像などがあり、自然に囲まれて過ごせる公園となっています。</p>
所在地	仲多度郡多度津町桃山
公園面積	10.1ha

(4) 琴平公園

公園の特徴	<p>「金比羅本宮」への参拝道左手、金山寺山一帯に展望台、遊歩道、広場が整備されています。春は桜にツツジ、初夏にはあじさい、秋には紅葉が美しく四季折々の風情が楽しめます。</p> <p>山頂の展望台から、西には讃岐のこんぴらさんで知られる金刀比羅宮の社殿や785段の石段の参道、また、北には丸亀平野や東に</p>
-------	--

	は讃岐富士（飯野山）、その向こうには瀬戸内海の島々や瀬戸大橋を眺望することができます。
所在地	仲多度郡琴平町川西
公園面積	7.5ha

(5) 坂出緩衝緑地

公園の特徴	<p>坂出緩衝緑地は、番の州地区や周辺の工業団地の開発に伴い、市街地における公害防止や都市及び生活環境の保全を目的として整備された都市公園（緩衝緑地）です。</p> <p>公園は、番の州公園、西大浜緑地、東大浜緑地の3地区に分かれており、番の州公園内には番の州球場（野球場）が立地しています。</p> <p>番の州公園は、スポーツやレクリエーションなどに幅広く利用され、西大浜緑地及び東大浜緑地は、主に地域住民の散策や憩いの場として利用されています。</p>
所在地	坂出市番の州公園ほか
公園面積	20.8ha

(6) 瀬戸大橋記念公園

公園の特徴	<p>瀬戸大橋架橋を記念し、昭和63年に開園した都市公園（総合公園）であり、道の駅にも指定されています。</p> <p>園内にある瀬戸大橋記念館では、瀬戸大橋架橋の歴史やテクノロジーを紹介する展示を行っているほか、ブリッジシアターでは迫力ある全天周映像を体験できます。</p> <p>公園は北側公園（10.2ha）と南側公園（12.3ha）に分かれており、北側公園には、瀬戸大橋記念館のほか、多目的なイベント会場として利用できるマリンドーム、栗林公園を模した浜栗林、多数の遊具が楽しめるこども広場などがあります。</p> <p>南側公園には、球技場（サッカーコート4面）やターゲット・バードゴルフ場が整備されており、広く県民のスポーツやレクリエーションの場として親しまれています。</p>
所在地	坂出市番の州緑町ほか
公園面積	22.5ha

※ 詳しくは、別紙資料「公園個別情報」を参照ください。

3 サウンディングの内容及び提案方法

都市公園法第5条の2から第5条の9に規定されている Park-PFI による事業の実施についての提案を募集します。

提案は、「提案書」（様式3）により、期限内に、公園ごとに次の事項を記載して提出してください。

- ① 同法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」の内容
- ② 同法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」の内容
- ③ 概算の収支計画
- ④ 公園の利用促進への効果
- ⑤ 提案を実現する上での課題
- ⑥ その他提案についての特記事項

4 提案することができる事業者等の要件

Park-PFI を活用した事業の事業主体となる意向がある法人及び法人グループ並びに任意団体とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合はサウンディングに参加することができません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされた者② 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）により、知事から指名停止等の措置を受け、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる者③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続きをしている者④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者⑤ 香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者 |
|---|

5 サウンディングのスケジュール

日 程	内 容	提出書類
令和3年10月18日(月)	実施要領の公表	
令和3年10月19日(火)～11月1日(月)	説明会の参加申込受付	様式1
令和3年11月10日(水)	説明会の実施	
令和3年11月11日(木)～11月24日(水)	質問の受付	様式2
令和3年11月11日(木)～12月10日(金)	提案書の受付	様式3
令和3年12月17日(金)～12月24日(金)	個別ヒアリングの実施	
令和4年3月頃	調査結果の概要の公表	

6 サウンディングの詳細

(1) 説明会の開催

<ul style="list-style-type: none"> ・サウンディングの内容について、次のとおり、説明会を開催します。 ① 開催日時 : 令和3年11月10日(水) ② 開催場所 : 県庁本館12階第2会議室 (新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、リモート等で開催する場合があります。) ③ 申込受付期間 : 令和3年10月19日(火)～11月1日(月)17時 ・参加は事前申込制です。「説明会参加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、下記9の連絡先へ、電子メール(件名は「サウンディング説明会参加申込」)で提出するとともに受信確認のため電話連絡してください。 ・なお、説明会に参加しなくても、提案書の提出は可能です。

(2) 質問の受付、回答等

<ul style="list-style-type: none"> ・質問がある場合は、「質問書」(様式2)に質問事項を記入し、次の期間中に、下記9の連絡先へ、電子メール(件名は「サウンディング質問書提出」)で提出するとともに受信確認のため電話連絡してください。 【提出期間 : 令和3年11月11日(木)～11月24日(水)17時】 ・質問についてはメールで回答するとともに、質問の多い事項については、香川県交流推進部交流推進課のホームページにも掲載します。
--

(3) 提案書の提出

「提案書」(様式3)に記載し、次の期間中に、下記9の連絡先へ、電子メール(件名は「サウンディング提案書の提出」)で提出するとともに受信確認のため電話連絡してください。

【提出期間 : 令和3年11月11日(木)～12月10日(金) 17時】

(4) ヒアリングの実施

- ・ 提案書の内容について、次のとおり、個別にヒアリングを行います。
 - ① 実施期間 : 令和3年12月17日(金)～12月24日(金)の間で調整。
 - ② 所要時間 : 1事業者につき1時間程度
 - ③ 場所、方法等 : 別途ご連絡させていただきます。
- ・ ヒアリングは、参加事業者のノウハウ等の保護のため、個別に、非公開で行います。
- ・ 提案書の内容確認のために必要と認めた場合は、資料の提出をお願いする場合があります。

(5) 結果の公表

- ・ サウンディングの結果について、概要の公表を予定しています。
- ・ 参加事業者の名称は公表しません。
- ・ また、参加事業者のノウハウ等の保護のため、公表にあたっては、事前に参加事業者に対して、公表内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後、Park-PFIに係る事業者公募等を実施することとなった場合、その評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 関係法令について

公募対象公園施設の設置等に関しては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)など各公園の関係法令等の定め範囲内となります。

(4) 追加対話への協力

サウンディング終了後、必要に応じて追加の対話(文書による照会を含む。)やアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

8 様式・参考資料

- (1) 説明会参加申込書（様式1）
- (2) 質問書（様式2）
- (3) 提案書（様式3）
- (4) 公園個別情報

9 連絡先

香川県 交流推進部 交流推進課（担当：藤島、田所、岡田）

住所 : 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

電話 : 087-832-3359

E-mail : kouryu@pref.kagawa.lg.jp

※アルファベット小文字。なお、「lg」は小文字のエルとジーです。